

◆校外生活のきまり（年間を通じた基本事項）◆

1、帰宅時刻

- ・市が定める下記の時刻を守る

夏：5月～8月	午後6時まで
初秋：9月	午後5時30分まで
秋：10月	午後5時まで
冬：11月～2月	午後4時まで
春：3月～4月	午後5時まで

2、外出時のきまり

- 1) 外出する時は、家の人の許可をもらう。
- 2) 外出する時は、家の人に「行き先、誰と何をするか、帰宅する時刻」を知らせる。
- 3) 1～3年生は、校区外へは遊びに行かない。
4～6年生は、校区外へは一人で行かない。帰宅時刻を守れない遠くへは行かない。
- 4) 用のない店に、入らない。食堂などの飲食店、ゲームコーナー、カラオケ店には、子どもだけで入らない。
- 5) 不必要なお金を持ち歩かない。
- 6) 子ども同士でのごっこ、おごられたりしない。「買いぐい」をしない。
- 7) 知らない人について行ったり、物をもらったりしない。
- 8) ごみは散らかさない。持ち帰る。
- 9) 交通安全のきまりを、しっかり守る。

3、友だちの家を訪問する時のきまり

- 1) 大人が居ない家庭には入らない。
- 2) 両方の家の人が、どこの家で遊んでいるか、分かるようにする。
- 3) あいさつ、くつをそろえる、片づけをする等に、気を付ける。

4、遊びの時のきまり

- 1) 危険なところへは遊びに行かない。（線路、工事現場、水門、防空壕跡、崖など）
- 2) 危険な遊びをしない。
 - ア. 火遊びをしない。ライター・マッチを持ち歩かない。花火は大人と一緒にする。
 - イ. 川や池での水遊び、氷遊びはしない。川遊び・魚釣りは大人と一緒にする。
 - ウ. 交通量の多い道路で遊ばない。
 - エ. エアガンなどで危険な遊びはしない。
 - オ. ダイナスティースキーリゾート、クラッセスノーパークでのスキーは、大人と一緒に許可をもらう。
- 3) 公園の使い方を守る
 - ・公園での飲食（お菓子など）は、保護者が認めている場合以外はしない。
 - ・水道で遊ばない（水の無駄づかいはしない） ・遊具を占有しない。
 - ・自転車は公園の入り口付近に、並べて邪魔にならないように停める。
 - ・遊び終わったら、砂場の砂や、遊んだ所を元通りにする。